

2019年10月1日、 自動車の税が 大きく変わります



前田 亜美



主な改正
ポイント

自動車の購入時の税の 見直し

2019年10月1日から、自動車取得税が廃止され、「環境性能割」が導入されます。

※「環境性能割」の税率は、自動車の燃費性能等に応じて、自家用の登録車は0～3%、営業用の登録車と軽自動車は0～2%になります。

**2019年10月1日から2020年9月30日
までの間に自動車（新車・中古車）を購入
する場合、環境性能割の税率1%分が軽減
されます。**

(注)上記の軽減は自家用の乗用車(登録車・軽自動車)が対象です。



主な改正
ポイント

自動車税(種別割)の 税率引下げ

2019年10月1日以降に購入した新車から、自動車税(種別割)の税率が引下げられます。

〔税率引下げの例〕

排気量	引下げ額	引下げ後の税率
1,000cc以下	▲4,500円	25,000円
1,000cc超1,500cc以下	▲4,000円	30,500円
1,500cc超2,000cc以下	▲3,500円	36,000円
2,000cc超2,500cc以下	▲1,500円	43,500円
2,500cc超3,000cc以下	▲1,000円	50,000円

(注)税率の引下げは自家用の乗用車(登録車)が対象です。

上記のほか、エコカーに対する税の特例措置の見直しなどがあります。
なお、個別の自動車の税の内容については、お住まいの都道府県の自動車税担当
にお問い合わせください。

総務省 自動車税

検索

詳しくは、こちらの総務省のホームページ
に掲載している内容をご覧ください。